



マイナンバー
キャラクター
愛称:マイナちゃん

マイナンバー

社会保障・税番号制度がスタートします

平成27年10月からスタートする「社会保障・税番号制度
(マイナンバー制度)」についてお知らせします。

公平・公正な社会の 実現に向けて

社会保障・税番号制度は、社会保障と税の各制度における効率性、透明性の向上を図り、給付や負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上を図ることが可能となる社会的基盤（インフラ）とされています。

番号制度の導入により、より正確な所得把握が可能となり、社会保障・税の給付と負担の公平性が図られ、より公平・公正な社会を実現することが期待されます。また、社会保障・税にかかる各種行政事務の効率化が図られ、行政サービスの向上なども期待されています。

マイナンバーって なに？

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の数字のみで構成される番号のことで、平成27年10月から住民票を有する全ての国民にマイナンバーが通知されます。個人番号の通知は、各市町村から住民票に登録されている住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって

行われます。

マイナンバーは、番号が漏洩し不正に使われるおそれがある場合を除いて一生変更されることはありませんので大切に保管してください。

本人確認 (個人番号カード)

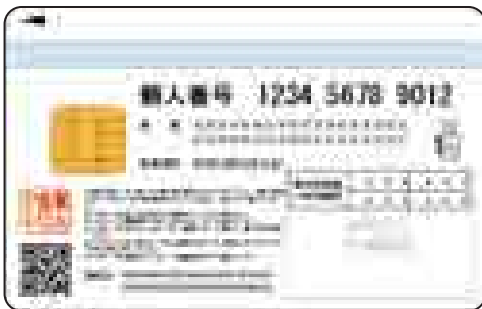
番号制度における本人確認の仕組みとして、希望のあった方に「個人番号カード」を交付します。

個人番号カードの券面には、「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「個人番号」が記載され、「本人の写真」が表示され、これらの事項等がICチップに記録されます。

■個人番号カードイメージ図



(表)



(裏)

マイナンバー制度とは

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）が昨年5月に国会で成立されました。平成26年度は制度導入に必要なシステム設計・開発・テストを実施。平成27年10月からマイナンバーの付番が開始され、平成28年1月より、社会保障・税・防災等において、マイナンバーの利用が開始される予定です。



マイナンバーの利用例

マイナンバーの利用範囲は、マイナンバー法に規定された社会保障・税・防災分野などの事務での利用とされています。

また、市町村がマイナンバーを独自に利用したい

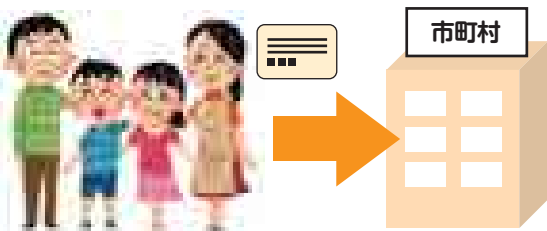
場合は、社会保障、地方税、防災分野に関連する事務であれば、条例で定めることで独自利用が可能になります。



マイナンバーは次のような場面で使います。

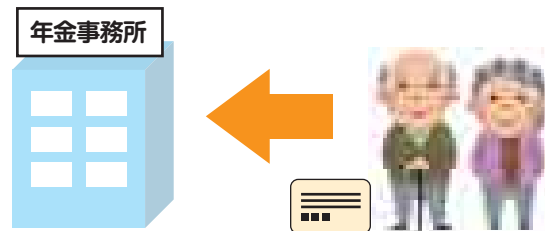
【ケース1】福祉分野

毎年6月の児童手当の現況届の際に、市町村にマイナンバーを提示します。



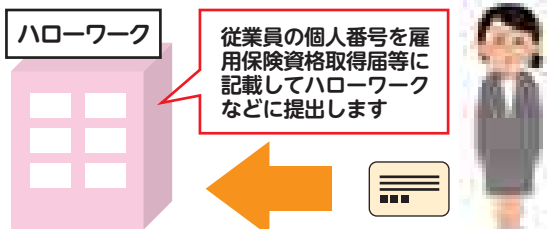
【ケース2】年金分野

厚生年金の裁定請求の際に、年金事務所にマイナンバーを提示します。



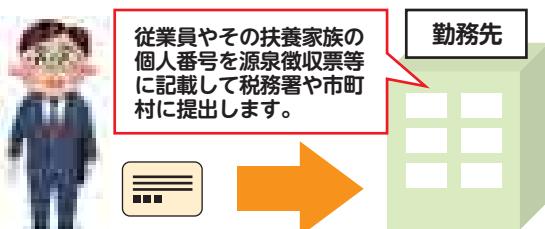
【ケース3】労働分野

ハローワークにマイナンバーを提示し、雇用保険資格取得届等に記載します。



【ケース4】税分野

勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します。



国民の皆さまは行政機関や民間企業などへのマイナンバーの告知が必要となります。

番号制度導入によるメリット

個人番号および法人番号の導入により、特定の個人および法人などに関する正確な情報が迅速に得られるようになることから、行政事務の効率化やきめ細かな支援が行われることが期待され、市民の方々にも、申請の際の添付書類が不要になるといった手続きの負担軽減や、本人確認の簡素化その他の利便性の向上が期待されます。

今後のスケジュール

平成27年10月から個人番号の付番が開始され、国民一人一人にマイナンバーが記載された「通知カード」が送付される予定です。

今後のマイナンバーに関する情報は、町広報紙や町ホームページを通じてお知らせしていく予定です。マイナンバーに関するご質問等は下記担当までお問い合わせください。

問い合わせ ● 町総務課 総務班 ☎0187(84)1111